

平成23年9月6日

台風12号による被害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生  
に対する緊急採用・応急採用の募集について

このたびの台風により災害に遭われた世帯の学生について、日本学生支援機構奨学金の緊急採用及び応急採用の申込みを下記のとおり受付します。希望する学生は学生課窓口で申請書類を受け取り、手続きを行ってください。

記

1. 災害救助法の適用地域

【鳥取県】 東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町

【三重県】 熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町

【奈良県】 五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、  
吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、  
吉野郡東吉野村

【和歌山県】 田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、  
東牟婁郡古座川町

2. 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等に災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で、同等の災害に遭った者についても申込資格を認めます。

3. 貸与始期

(1) 緊急採用(第一種奨学金): 平成23年9月以降で希望する月。

(2) 応急採用(第二種奨学金): 平成23年4月以降で希望する月。

4. 貸与終期

(1) 緊急採用: 平成24年3月まで。ただし、希望により1年延長可。

(2) 応急採用: 修業年限の終了月まで。

その他質問等ありましたら学生課窓口まで

